

仕樣書番号	No. 66
作成年月日	5. 11. 7
作成部隊	古河駐屯地業務隊

建設系産業廃棄物運搬処分役務

役務件名	建設系産業廃棄物運搬処分役務				
種別	表紙				
縮尺	—	作成年月日	5. 11. 7	図面番号	1 / 3
業務隊長	管理科長	営繕班長	管財係	施設係	設計
					
陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科					

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名：建設系産業廃棄物運搬処分役務
- 2 役務場所：茨城県古河市市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地内
- 3 役務概要：建設系混合廃棄物用コンテナの設置及び運搬処分 1式
- 4 実施期間：令和6年1月15日から令和6年2月29日まで
- 5 一般事項
- (1) 本役務は本仕様書によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令及び条例等に基づき実施する。
- (2) 本役務の実施に伴う駐屯地及び各建物への立入り、その他制限事項は当駐屯地の諸規則に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (3) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (4) 本役務に関係する申請及び提出書類等は、監督官から指示された様式により作成及び提出すること。
- (5) 収集後、当該役務に関連する箇所の清掃及び片付けをを実施すること。
- (6) 本役務で処理する産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正に処理し、官側が交付する産業廃棄物管理票（マニフェスト）A、B2、D、E票を納期までに遅滞なく回収できるよう協力すること。
- (7) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上で実施する。
- 6 特記事項
- (1) 本役務契約後速やかに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき請負業者が許可されている事項（収集、運搬処分）の許可証の写しを監督官に1部提出して承認を受けること。
- (2) 受注者等において産業廃棄物収集用コンテナを駐屯地内に設置する。大きさは8m³コンテナとし、一杯になった際に官側より連絡する。連絡後速やかにコンテナ入替、処分場への搬入を行うこと。また、運搬中に産業廃

棄物が飛散しないようシート掛け等必要な処置を行って運搬すること。

(3) 本役務において収集運搬処理を行う産業廃棄物の種類及び予定数量は以下のとおりとする。

ア コンテナ設置場所（基準①）

種類：建設系混合廃棄物（木くず）

予定数量 8m³（8m³コンテナ×1台）

イ コンテナ設置場所（基準②）

種類：建設系混合廃棄物（混合廃棄物）
（ガラス類、廃プラ類等）

予定数量 16m³（8m³コンテナ×2台）

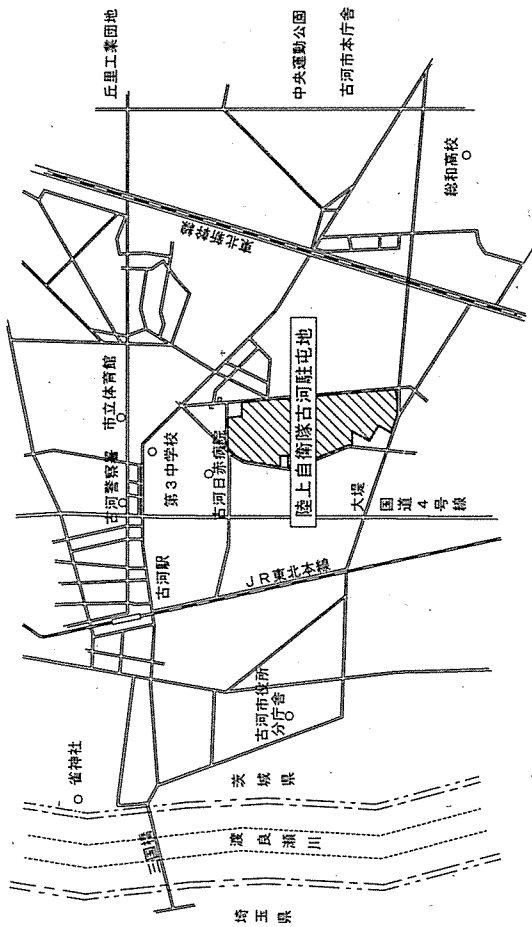
ウ コンテナ設置場所（基準③）

種類：建設系混合廃棄物（がれき）
（大谷石）

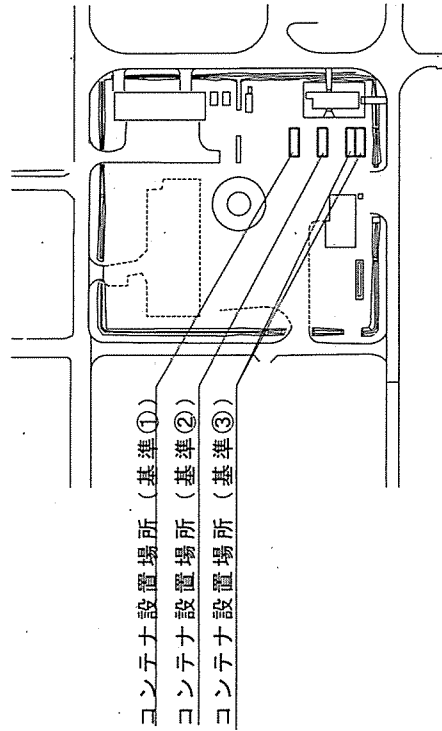
予定数量 32m³（8m³コンテナ×4台）

(4) 産業廃棄物の処分について、産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分の許可を受けている者（中間・最終処分）とし、一般財団法人建設物価調査会による近距離を基準とする。その際業務数量及び運搬経路のそれぞれが、官側の基準としている業務数量、近距離の概数量が異なる際は監督官及び契約担当官と協議の上決定することとする。

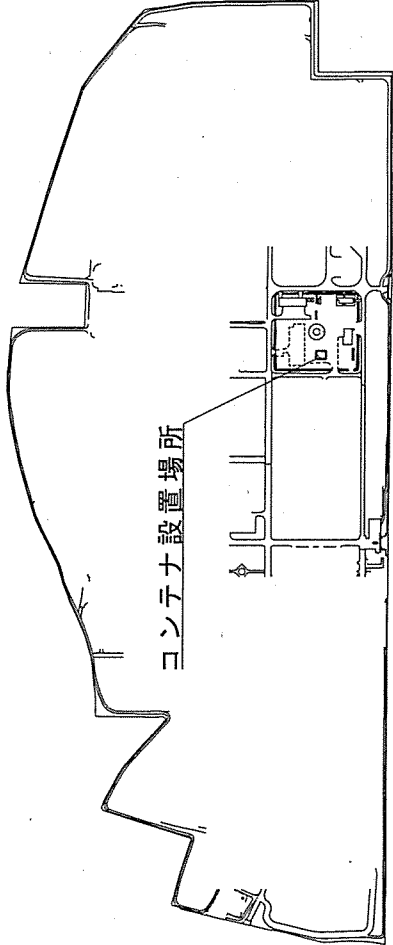
役務件名	建設系産業廃棄物運搬処分役務			
種 別	役務仕様書			
縮 尺	—	作成年月日	5.11.7	図面番号 2 / 3
陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科				



駐屯地案内図 S=1/Non



コンテナ設置場所詳細図 S=1/Non



駐屯地配置図 S=1/Non

役務件名	建設系産業廃棄物運搬処分役務		
種別	役務仕様書		
縮尺	—	作成年月日	5.11.7
陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科		図面番号	3 / 3